

尾張旭市公契約条例（案） 逐条解説

（目的）

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにすることにより、公共事業・公共サービス（以下「公共事業等」という。）の品質を向上させ、公契約の履行に係る作業に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を図り、もって地域経済の発展や市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

この条は、この条例を制定する目的と、その達成手段を定めるものです。

【解説】

この条例は、公契約の適正化を図り、公共事業や公共サービスの品質を向上させ、あわせて労働者等の適正な労働条件の確保を図り、地域経済の発展及び市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とします。この目的の達成のために、公契約に関する基本方針を始めとし、市、受注者等の責務、公契約に関する基本的事項を定めます。基本方針は第3条、市、受注者等の責務は第4条及び第5条、公契約に関する基本的事項は第6条から第10条までにそれぞれ定めます。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が締結する工事、製造その他の請負契約及び業務委託契約をいう。
- (2) 受注者等 公契約を受注する者及び市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。
- (3) 労働者等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条の労働者であつて、受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事するもの。ただし、同居の親族のみを使用する事業又は事務所に雇用される者を除く。
 - イ 自らが提供する労務の対価を得るために公契約に係る業務を請け負い、又は受託する者

【趣旨】

この条は、この条例を解釈する上で必要な用語について定義するものです。

【解説】

用語の説明

(1) 公契約

この条例では、市が発注し、受注者等がその業務を実施する契約をいいます。これには、受注者等が労働者等を使用する請負契約や業務委託契約が含まれます。ただし、労働力を要しない売買契約や賃貸借契約、市が土地を購入する契約などは含みません。

(2) 受注者等

公契約を締結した者はもちろん、下請業者や再委託業者も含まれます。

(3) 労働者等

この条例においては、受注者等に雇用されるか若しくは自ら労力を提供し（いわゆる一人親方）、公契約に係る業務に従事する者をいい、下請業者又は再委託業者において従事する者を含みます。ただし、同居の親族のみを使用する事業に使用される者、同居の親族のみを使用する事務所に雇用される者（同居の親族のみの雇用の場合）は該当しません。

（基本方針）

第3条 市は、次に掲げる事項を基本として、公契約に係る事務を実施するものとする。

- (1) 公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質を確保すること。
- (2) 公契約の過程及び内容の透明性を確保すること。
- (3) 適正な競争を促進し、談合その他の不正行為の排除を徹底すること。
- (4) 労働者等の労働条件に配慮すること。
- (5) 地域経済の発展及び健全な地域社会の実現に配慮すること。

【趣旨】

この条は、公契約条例の目的を達成するに当たっての基本的な方針を定めるものです。

【解説】

公共事業等は、公共資産の形成や、市民への行政サービスの提供と密接に関連することから、市民生活の水準の維持及び向上に重要な役割を示しています。こうしたことから、公契約が適正に履行され、公共事業等の良好な品質が保たれなければなりません。また、予算を適正かつ効率的に執行するため、一般競争入札の拡大を進め、入札参加者間の適正な競争を促進するとともに、より一層の公契約に関する情報を公開することによって、入札・契約制度の公平性、公正性、透明性及び競争性の確保に努め、かつ、不正行為の排除を徹底します。さらには、地域経済の発展や市民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会の実現に配慮することとします。この地域経済の発展等には、本条例の第6条にもありますが、市内事業者の受注機会の確保が必要になってきますので、適正な競争を保ちつつ市内事業者の優先発注に努め、労働者の雇用環境の安定の確立に努めるとともに、公契約に係る業務に従事する労働者等の適正な労働条件の確保を目指していきます。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、適正な公契約に関する取組を総合的に実施するものとする。

【趣旨】

この条は、市の責務を定めるものです。

【解説】

入札・契約制度における公平性・公正性・透明性・競争性の確保、適正な価格による公契約の推進などの取組を総合的に実施することを市の責務としました。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に係る市の取組に協力するよう努めなければならない。

2 受注者等は、公契約に携わる者として社会的な責任を自覚し、法令を遵守するとともに、契約を適正に履行しなければならない。

【趣旨】

この条は、受注者等の責務を定めるものです。

【解説】

受注者等には、市の取組に協力するよう努めてもらいます。また、受注者等には社会的な責任を自覚してもらい、法令をきちんと遵守すること（コンプライアンス）も責務としてもらいます。具体的には次のような関係法令を遵守することとなります。

労働三法（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法）、最低賃金法、労働者派遣法、独占禁止法、建設業法、下請代金支払遅延等防止法、品確法など

また、社会的な責任とは具体的に次のようなことがらを指します。

環境負荷の低減、省資源・省エネルギーへの取組、循環型社会への寄与、情報管理の徹底、個人情報保護、地域社会との良好な関係、障がい者の雇用、雇用機会均等の確保、従業員の健康管理や労働環境の改善、男女共同参画など

（市内事業者の受注機会の確保）

第6条 市は、予算の適正かつ効率的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展、地域コミュニティの維持及び発展並びに地域における防災の体制維持及び向上を図るためには、市内に事務所又は事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）の持続的発展が不可欠であることを鑑み、市内事業者の受注の機会を確保するよう努めるものとする。

【趣旨】

この条は、地域経済の健全な発展等のため、市内事業者の受注の機会の確保について定めるものです。

【解説】

地域経済の発展には地元企業の持続的発展が不可欠であります。そこで、市内事業者（市内に支店を置く事業者も含む。）の受注機会の確保を図るため、競争性を確保しながら市内事業者の優先発注に努めます。このことにより、市内事業者の労働条件の改善が図られるとともに若年層の新規就労の促進や人材育成にも期待できます。また、地域コミュニティや防災体制の維持・発展には、市内事業者が大きく寄与している現状があります。そのためにも、市内事業者の受注機会を確保するように努めます。

(情報の公表)

第7条 市は、市民への説明責任を果たすとともに、不正行為の未然防止を図り、適正な公契約が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めるものとする。

【趣旨】

この条は、基本方針に則り、情報の公表による公契約の透明性の確保及び不正行為の排除について定めるものです。

【解説】

入札案件については、あいち電子調達共同システムを利用しており、入札公告及び入札結果は逐次閲覧可能となっています。また、本市において特定の1者を指定して行った随意契約案件（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号は除く。）についても取りまとめてホームページ上で閲覧可能となっていますので、こうした情報を公表することにより、どのように契約を行っているのか、不正がないかなどを市民や事業者に見てもらうことで説明責任を果たし、公契約の透明性の確保とともに不正行為の未然防止を図ります。

(契約方法)

第8条 市は、公正な競争環境の下で、契約の性質又は目的を踏まえた適正な契約方法を活用するために必要な措置を講ずるものとする。

【趣旨】

この条は、基本方針に則り、公正な競争を促進し、適正な契約方法を活用することを定めるものです。

【解説】

随意契約以外の入札においては、一般競争入札（本市では主に事後確認型制限付き一般競争入札で実施）を取り入れ、公正な下での競争入札を実施し、その結果についても公表を行っています。引き続き、個々の契約の性質や目的に応じて円滑かつ効果的な契約の履行がなされるよう、その内容に適した契約方法を選択することとします。

(適正な労働条件の確保)

第9条 受注者等は、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他の関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努めなければならない。

2 市は、特に必要と認める公契約について、当該公契約の受注者等に対し、前項の労働条件の確保について報告を求めることができる。

3 市は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、調査を行うとともに必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

【趣旨】

この条は、基本方針に則り、労働者が働きやすい労働条件の確保について定めるものです。

【解説】

受注者等は労働基準法や最低賃金法などの関係法令を遵守し、適正な労働条件を確保しなければなりません。そこで、市は、特に必要と認める公契約（別途要綱等で規定する。）において、受注者等に対し、チェックシートを用いて安全衛生などの労働条件等について報告を求めることとします。ただし、その報告において、不審な点や虚偽の内容があった場合には、改善を求めることとします。

(品質の確保)

第10条 市は、公契約の適正な履行及び公共事業等の良好な品質並びに労働者等の適正な賃金を確保するため、適正な積算根拠に基づき、予定価格を算出するものとする。

2 受注者等は、公共事業等の良好な品質の確保に努めなければならない。

3 受注者等は、公契約を履行するに当たり、適正な履行体制を確保しなければならない。

4 市は、特に必要があると認めるときは、当該公契約の受注者等に対し、前項の履行体制について、調査を行うことができる。

5 市は、前項の調査の結果、是正が必要であると認めるときは、必要な措置を採るべき旨の指導を行うことができる。

【趣旨】

この条は、基本方針に則り、公共事業等の品質を確保するための市及び

受注者等の責務等を定めるものです。

【解説】

市は、公共事業等の品質を確保するため、予定価格の算出に際しては市場価格や労務単価などの経済社会情勢を十分に検討し、適切に算出することとします。

一方で、受注者等は公共事業等の良好な品質を確保することに努めなければならないこととし、その履行体制（主任技術者や現場代理人の配置、下請業者や再委託業者との関係など）については適正に確保することを義務付けます。万が一、その履行体制に不審な点などが生じた場合には、市は、調査を行うこととし、調査結果で是正が必要となった場合には、必要な措置を取るよう指導を行うこととします。

（その他の契約等）

第11条 市は公契約以外の契約等について、第3条の基本方針を踏まえ、必要な取組を実施するよう努めなければならない。

【趣旨】

この条は、公契約以外の契約等についても、本条例の基本方針を踏まえた取組を行うよう努めることを定めるものです。

【解説】

物品の購入や指定管理者との協定など、第2条で定義する公契約以外の契約等についても、本条例の第3条に定める基本方針に基づいた取組を行うよう努めていくこととします。

（意見聴取）

第12条 市は、公契約に関する取組を適正に行うため必要があると認めるときは、学識経験者、事業者その他関係団体等の意見を聴くことができる。

【趣旨】

この条は、市が意見の聴取を行うことについて定めるものです。

【解説】

基本方針の実現に向け、公契約に関する制度のより適切な運用を図るため、必要に応じ、学識経験者や事業者その他関係団体等からの意見聴取を行うこととします。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、公契約に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

この条例に定める以外で、公契約に関し必要な事項を定める場合は、市長が別に定めることとします。

【解説】

労働条件の確認等が必要な場合など、条例とは別に要綱等で基準、様式等を定め運用を行っていくこととします。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に公告その他の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

【趣旨】

この条例の施行期日について定めるとともに、この条例を適用する公契約について定めるものです。

【解説】

この条例は、平成29年12月の市議会に議案を提出する予定ですが、受注者等への周知期間を設けた上で施行するものです。

また、この条例を適用する公契約に疑義が生じないよう、施行日を基準とし、その日以後に公告若しくは指名通知を行う入札等に係る公契約から適用することとします。